令和4年度 第3回 長野県契約審議会 (Web 会議)

日 時 令和5年1月30日(月) 13時30分~14時55分

場 所 長野県庁議会棟第1特別会議室(事務局)

1 開 会

○小池企画幹(会計局契約・検査課)

定刻になりましたので、これより開会させていただきます。本日は大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから、令和4年度第3回長野県契約審議会を開会いたします。

私は、本日の司会を務めます会計局契約・検査課の小池でございます。よろしくお願い いたします。

それでは、お手元の次第に従いまして進行してまいります。

本日は 11 名の委員の皆様に御出席いただいておりますので、長野県契約審議会規則第 4条第2項の規定による過半数の定足数を満たしており、会議が成立していることを、まず御報告いたします。

また、この審議会は公開の審議となり、会議録は後日、県のホームページで公表されますので、あらかじめお知らせします。なお、会議の終了時刻につきましては、午後3時頃を予定しております。

ここで報道機関の皆様、傍聴の皆様方にお願いがございます。本日の資料は今後の検討によりまして修正される可能性がございますので、その点に十分御留意いただくようお願いいたします。

2 会議事項

(1)審議事項

(ア) 前回審議会の主な意見

○小池企画幹

それでは会議事項に入ります。議長につきましては、契約審議会規則第4条第1項の規定により、会長が務めることとなっておりますので、碓井会長に会議事項の進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○碓井会長

会長の碓井でございます。月末ではありますが、本年初めてでございます。どうぞ今年 もよろしくお願いいたします。

それでは早速、審議事項の(ア)「前回審議会の主な意見」を取り上げたいと思います。 事務局から御説明お願いいたします。

審議事項(ア)「前回審議会の主な意見」について御説明いたします。

1ページの資料1を御覧ください。

11月18日に開催しました令和4年度第2回契約審議会の主な意見を、要約して整理させていただいたものでございます。内容は記載のとおりとなります。

通常であれば、前回審議会において回答しきれなかった事項の補足説明などを行いますが、記載事項につきましては、追加で補足の説明などございませんので、誤った要旨となっていないかなど、御確認をお願いいたします。

説明は以上となります。

○碓井会長

どうもありがとうございました。

これは、前回の審議内容がそのまま正確に記載されているかどうかを御確認していただくという趣旨でございますが、何か御意見、御質問等ありますでしょうか。

大丈夫ですか。それでは、この件については、適当であるということにしたいと思います。

(イ) 建設工事の総合評価落札方式における評価項目の見直し

○碓井会長

それでは次、(イ)「建設工事の総合評価落札方式における評価項目の見直し」を取り上げたいと思います。

まず、事務局から御報告を願います。

○事務局

「建設工事の総合評価落札方式における評価項目の見直し」について御説明いたします。 2ページ、資料2を御覧ください。

まず、若手技術者の配置について御説明いたします。

若手入職者の減少と高齢者の離職により技術の継承ができなくなり、建設業者の施工能力や品質管理への影響が懸念されるため、総合評価落札方式における価格以外の評価点、評価項目を見直します。

まず、現状と課題でございます。総合評価落札方式において、主任技術者として若手技術者を配置することを評価する取組を平成27年10月から開始し、さらに加点評価を平成29年4月から試行しております。

しかし、年間約 30 件の試行において加点を申請する者は2割未満の状況が続いております。若手技術者の配置を評価する機会を増やすことで、技術の継承を進めるとともに、活躍の場を確保する必要があると考えております。

続いて、見直し内容でございます。40歳未満の若手技術者の主任技術者への配置を評価

することに加え、35歳未満の若手技術者の現場代理人への配置について評価することといたします。これまでと同様、年間30件程度で試行してまいります。

35 歳未満の若手技術者が主任技術者と現場代理人を兼任する場合は、評価点の高い項目 のみの加点とします。

継続する取組として、主任技術者に実績の少ない 40 歳未満の若手技術者を配置した場合に、現場代理人の持つ資格・実績で評価してまいります。この継続の取組は、今回御審議いただく内容ではございません。

最後に実施時期でございますが、令和5年4月の公告案件から適用してまいります。 続いて3ページを御覧ください。ICT活用工事について御説明いたします。

まず、ICT活用工事について簡単に御説明いたします。建設現場の生産性向上を目指し、 3次元データを活用したり、自動制御などが可能な建設機械を活用したりして工事を進め ていくものになります。

長野県では、建設産業の生産性向上や魅力の創出による担い手確保を目的に、ICT技術の活用を推進しており、さらなる活用推進を図るため、総合評価落札方式における価格以外の評価点、評価項目を見直します。

まず、現状と課題でございます。令和2年9月から総合評価落札方式、工事成績等簡易型において、ICT活用工事の実績を加点評価する取組を開始しております。さらに、県内企業のICT技術の活用拡大を図るため、県で定めているICT活用工事の実施方針では、対象工種を拡大するなど、順次見直しを進めています。

また、ICT活用工事の実施率は年々増加傾向が見られますが、1割程度と低い状況であります。実施率は、令和元年度で 1.8%、2年度で 5.6%、3年度で 10.1%となっています。

続いて、見直し内容でございます。建設マネジメントの加点項目として、ICT活用工事の実績を評価することに加え、当該工事において、ICTを活用することを誓約する者を新たに評価することといたします。さらに、総合評価で加点評価する件数を現在の3割から5割まで拡大するため、工事の価格帯を8,000万円以上から5,000万円以上へ拡大いたします。

これらの加点評価は、建築工事及び当該工事の主たる部分にICT技術を活用できない工事を除きます。また、ICT活用を誓約する評価項目は、発注者が公告で示した工事に限ることといたします。

工事の実施する中で誓約内容が履行されなかった場合は、減額変更や工事成績のマイナス評価等の措置を取ることといたします。

最後に実施時期ですが、令和5年10月の公告案件からといたします。

説明は以上となります。よろしくお願いします。

○碓井会長

どうもありがとうございました。二つありますので、最初に若手技術者の配置についての試行、こちらのほうにつきまして、御質問や御意見がありましたらお願いいたします。 吉野委員、どうぞ。

○吉野委員

吉野でございます。よろしくお願いいたします。

2ページの「2 見直し内容」の下のところに※がありますが、これはどういう意味でしょうか。ここで言う 35 歳未満の若手技術者が主任技術者と現場代理人を兼任する場合は、0.5 点しか与えないという趣旨でしょうか。御説明をお願いしたいと思います。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

今、御質問にありましたように、35歳未満の若手技術者が主任技術者にもなって、さらに現場代理人も兼任してということで申請をしたとしましても、加点評価としては0.5点の加点といたします。

○吉野委員

そういうことですね。ちょっと気になるのは、35 歳未満の若手技術者がどちらも兼任する場合、0.5 点しか与えないというのはどうしてでしょうか。0.75 点でもよろしいんじゃないですか。そこだけお聞きしたいんだけれども。

○事務局

そういう考えもできるんですけれども、現場に1人の技術者を配置するよりも、主任技術者と現場代理人に別々の若手の技術者をつけていただいたほうが、若手技術者が活躍する場が増えますので、活躍する場を多く確保したいということで、0.5 点での評価と考えております。

○吉野委員

ただ、40 歳未満の場合だって 0.5 点与えるわけでしょう。35 歳未満の方が、二つの職務を兼務する場合に 0.5 点しか与えないというのはなぜですか。ちょっと気になっているんですけれども。

○事務局

この主任技術者と現場代理人を兼任する場合は 0.5 点ですけれども、別々の方を配置していただいた場合、 2人の方が活躍できる場ということで 0.75 点を配点するというような考え方でおります。

○吉野委員

それでよろしいですかね。若手技術者を活用するのだから、35歳未満の方が二つとも兼ねていたら 0.5点でよろしいですか。ちょっと気になるんですけれども、これは。

皆さん、いかがでしょうか。

○碓井会長

ほかの委員の皆さん、今の吉野委員の問題提起に対して御意見ありますか。1 人でやることは間違いないですね、兼務ですから。

木下委員、手が挙がりました。

○木下委員

木下です。本年もよろしくお願いいたします。

吉野先生のおっしゃることは確かに一理ありまして、そうだなと思いましたけれども、現場に技術者を1名配置するのと2名配置するのでは、やはり後者のほうが会社の負担が大きい。もう一つは、35歳未満の技術者が、40歳未満の技術者に教育を受けるという意味で、2人体制を推進したい、若い人を育てる体制を推進したいということで加点を大きくしているのではないかと、私はそのように解釈をいたしました。

その際、私として意見を一つ申し上げたいのは、せっかく 35 歳未満の若手技術者を養成するということであれば、35 歳未満のいわゆる現場代理人というのは、土木や何かの技術の資格というものが不要で、雇用関係にあれば現場代理人になれるので、これで若手の技術者を育成したいというのであれば、現場代理人の若手技術者という条件、つまり、事務員ではない技術者ということ、例えば2級の技士補ですとか、そういった技術の資格を持っている者を現場代理人した場合に加点するとか、そういった縛りをしていくべきではないかと考えています。

現状で年間 30 件程度の試行なものですから、現在の大勢に影響はありませんが、今後発注量を増やしていくとなれば、吉野先生のおっしゃった意見ですとか、今の技術者としての縛りですとか、そういったものをはっきりしていくべきではないかなと考えております。

○碓井会長

どうもありがとうございます。

事務局、今の木下委員のコメントについて、何か御意見はありますか。 吉野委員、どうぞ。

○吉野委員

2人だったらとおっしゃるのは確かにその辺もあるのでしょうけれども、若手技術者の活用ですから、40歳未満でも 0.5点あげるのに、何で二つ兼ねたら 0.5点しか与えないのか、多少気になるのです。せっかく二つとも兼ねているのだから、もうちょっと上げてもいいのではないかと、35歳未満ですから。そういう気がしますが、いかがでしょうか。

○碓井会長

木下委員、どうぞ。

○木下委員

今、若い人が主任技術者になれる資格がなかなか取れないのです。年齢的にルールが厳

しいものですから。30 歳未満で、例えば主任技術者、1 級土木施工管理技士が取れない。ですから、これは具体的な事例ですけれども、1 級土木施工管理技士を持っている 40 歳未満の人を主任技術者にして、その技術者を目指しているけれども、まだ 1 級が取れない若手技術者をつけるということで加点をしたいと。恐らくそういった配慮があると思います。一つには、35 歳未満で 1 級土木施工管理技士を持っている人が県内に少ないのです。そういう背景を考慮したのだろうと考えております。

本来 40 歳未満が果たして若手かどうか、製造業と比べてどうかと思っているのですが、 技術者の受検要件がだんだん緩和されてきますから、将来的にはこれは 35 歳未満、30 歳 未満という線引きができるのではないかと思って見ています。

○碓井会長

ほかの委員の皆さん、何か今の点について御意見はありますか。大丈夫ですか。 全体で事務局から、何かさらにコメントはありますか。

○事務局

先ほど木下委員から、現場代理人においても技術者という扱いで資格を設けたらいかが かということですが、確かに現場代理人には資格要件はなく、会社との雇用関係だけあれ ばいいです。けれども、将来、主任技術者になるのに必要な1級土木施工管理技士などの 資格取得には実務経験等が必要になってきます。

今回代理人への加点は、将来主任技術者になるような人を期待して、経験を積む機会として加点したらいかがと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

○碓井会長

私から質問ですが、木下委員の御説明で分かることは分かったのですが、一覧表の表現からいくと、若手技術者と書いてはあるけれども、資格面では特別な資格を要しない人という理解でいいのですか。

○事務局

今はそうなっております。

○碓井会長

なかなかこの言葉からそういうイメージは出てこなくて、誤解を招きやすい用語ではあるような気がします。資格を持っていない人を育成するという意味からすると、この役割はやはり大きいような気がします、この加点をするというのは。吉野委員、そういうことでよろしいでしょうか。

○吉野委員

御趣旨はよく分かりました。試行ですから一応やっていただいて、どういう効果が出てくるか、その辺も見ながら対応されたらいかがかと思います。

○碓井会長

どうもありがとうございました。では、この項目については承って結構ではないかということにさせていただきたいと思います。

次に、ICT活用工事のほうにつきまして、御質問や御意見がありましたらお願いいたします。

相澤委員、どうぞ。

○相澤委員

ICT 技術の活用工事の実施率が低いということですが、この技術を入れるに当たって、例えば高額なソフトが必要とか、会社さんのほうで障壁となるようなことがあるのでしょうか。それをお伺いしたいのですが。

○事務局

ICT をやるに当たって、測量やデータ作成といったことが必要になってきます。県のほうでも、変更設計で費用は見るようにはなっておりますけれども、その辺は、新しい取組をするということで、業者さんのほうではやや負担に思っているようなところがあるのではないかと思っております。

○相澤委員

それは心理的な御負担があると、ただそれだけでしょうか。

○事務局

心理的というよりも、作業が新しい取組をやっていくことになりますので。

○相澤委員

では、それを活用するような人があまりいないというようなことですか。もし障壁があるとしたら。

○事務局

導入している段階ですので、そういった人も育成しながらということで、これが進んでいければ、そういったところの障壁は減ってくるのかと思います。

○碓井会長

木下委員に感想を述べていただくといいですね、業界の。

○木下委員

一番障害かと思うのは、やはり初期の費用です。初期投資が若干かかりますのと、ICTを日常的に使えるようになる技術がまだまだ身についていない。我々の業界の一番の悩みというのは、やはり人手不足、高齢化というものがありまして、ICT機器を高齢者が今から覚えて使いこなすというのは難しいので、躊躇している業者が多いだろうと思いますが、

これから若い担い手を確保していく、それから人手不足の中で省力化を図るという意味では、ICT施工というのは避けて通れないかと考えております。

ですから、現在 ICT を十分に使いこなせるだけの工種がないという事実はあるのですが、だんだん各社が ICT 機器、それから ICT 技術を身に着けるにしたがって、様々な小工事にも ICT 施工を使っていけるのではないかと見ています。そうしますと、私どもも実際使っておりますけれども、一度省力化で ICT 施工に入りますと後戻りはしないかな、だんだん広まっていくかなと思っております。

ですから、現在は初期の導入する段階で、先ほど発注者のほうも費用を負担してくれるという話があるのですが、実はそれ以上にかかります。初期投資がかかるのと、日常的に使いこなせるだけの技術者がまだ集まっていないという点があります。

こういった促進策を採ることによって、そういったものがどんどん広まっていく、企業 に入っていければいいかなと、そういう期待は持っております。以上です。

○碓井会長

どうもありがとうございます。相澤委員よろしいですね。

○相澤委員

ありがとうございました。

○碓井会長

ほかに委員で何か御質問や御意見がありましたらお願いいたします。 堀越委員、どうぞ。

○堀越委員

何点か教えていただきたいことがあるんですけれども、まず、現状と課題のところで、ICT活用工事の実施率が1割程度となっていますけれども、これはどの割合からいって1割程度なのかということを教えていただきたいのが1点目です。つまり、全工事なのか、あるいは発注者のほうで公告を示した工事なのか、その割合がどうなのかというのを、まず教えていただきたいことが1点目です。

2点目として、見直し内容のところですが、誓約について、「誓約内容が履行されなかった場合は、減額変更や工事成績のマイナス評価等の措置をとる」となっています。ここのところは具体的にどのように検討されているのか、教えていただきたいのですが。以上この2点です。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

一つ目の質問でございます。実施率につきましては、全工事のうちの実施率ということで、10%という数字を出しております。

二つ目の御質問の誓約内容が履行されなかった場合ということですけれども、これは既に総合評価の実施要領にも定めている内容でございますけれども、まず減額の計算につきましては、誓約は今回 0.25 点を加点しますので、この 0.25 点を価格点のほうに置き換えた場合に、幾らぐらいの金額の価値があるかということを算出しまして、その金額分を減額の変更をするということでございます。

それから、工事成績のマイナスにつきましては、総合評価、この項目だけではなくて、 全ての項目につきまして履行されなかった場合は、1件につき何点ということでマイナス 評価をしております。以上になります。

○碓井会長

堀越委員、よろしいですか。

○堀越委員

減額変更のことについては、0.25 点を基に価格点を乗じて工事高を減額するということでしょうか。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

総合評価落札方式なものですから、価格点と価格以外点の合計で一番優れた者と契約をしております。今回の履行されなかったらということは、価格以外点で履行されなかった 0.25 点があるものですから、0.25 点相当分の価格点を算定しまして、対価という形でお金に換算して、その分の減額を図るというようなことです。

○碓井会長

堀越委員、いいですか。

○堀越委員

そうしますと、結局その分はお金をもらえないということになるわけですね。

○事務局

工事受注者にとってはそうなります。

○堀越委員

そういうことですね。分かりました。その誓約内容が履行されなかった場合というのは どういうふうに確認されるんですか。それは工事が終了して検査によって確認するような 形になるんですか。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

まず、工事を始めるに当たりまして、どういったやり方でやりますという施工計画を発 注機関のほうと協議してもらいまして、その内容に沿って工事を進めていただいて、でき ているか工期の末までに確認いたします。

○堀越委員

この件は分かりました。先ほど ICT 活用工事の実施率が1割程度というのが、全工事との割合で1割程度ということですが、今現在、実際に ICT 活用工事の適用工事とそうでない工事というのがあるかと思います。ICT 活用を適用できるような工事のうち、実施割合というのがどのぐらいなのかというのを教えていただければと思います。

○事務局

すみません、今手元に数字を持っておりませんので、すぐにお答えすることができません。橋梁の補修ですとか、そういった工事には ICT は使えないことが分かっておりますので、その辺で分母を計算しないといけないかと思っております。

○事務局

少し補足させてください。ICT 活用工事の実施方針では、対象工事は長野県建設部が入 札公告する全ての工事を対象としています。しかし、条件があり、その ICT を活用するこ とによって現場の生産性向上に効果がある場合に活用可能としています。個別の現場の箇 所の事情があるものですから、分母の部分は今把握はできておりません。

○碓井会長

堀越委員、よろしいですか。

○堀越委員

結構です。ありがとうございました。

○碓井会長

今の議論を伺っていて、まず、公告案件では一応全部そのことをうたうということですね。後に参考としていただきたいのは契約条項、個別のは明かせないかもしませんが、サンプルでもいいのですが、どういうふうに契約条項に盛り込まれるかというのを知りたいので、差し支えなければ教えていただきたいのですが。事務局、そういうことは可能でしょうか。10 月以降でいいのですが、どういう契約条項に盛り込むか、代金の減額の仕方とか。

減額の仕方は要領で定めておりますので、またお示しします。

○碓井会長

後日資料でいただければありがたいです。 ほかに御質問や御意見はありませんか。 西村委員、どうぞ。

○西村委員

先ほどの堀越委員さんの質問に関連するのですけれども、見直し内容で、加点評価する 工事の価格帯を拡大するとあるのですが、先ほどの増加率のデータでは、この 5,000 万円 に拡大する、そこの価格帯を拡大することが効果的であるという根拠が分からないです。

例えば、そこの価格帯の増加傾向が特に強いとかというデータがあれば、確かにそこを 拡大したら効果的なんだろうということは分かるのですけれども、その辺の根拠はどんな ところにあるのか教えていただければと思います。

○碓井会長

事務局、どうぞ。

○事務局

まず、価格帯を引き下げることによって、先ほど説明したんですけれども、総合評価の件数の割合が3割から5割ぐらいに増えるということ。それから、対象となる業者が、今発注標準等でいきますと等級Aの会社が8,000万円以上の入札に参加できるようになっていまして、その業者さんが全体の2割ぐらいになっています。これを5,000万円まで引き下げることによりまして、入札に参加される業者さんの等級がA、B、Cまで拡大されることになりまして、そうなりますと、全体の6割の業者さんが参加できるようになります。これだけ業者さんが増えてきますので、ここで導入が一気に進むのではないかと考えて

○碓井会長

おります。

西村委員、どうぞ。

○西村委員

業者さんが増えれば進むのかもしれませんけれども、比較的小規模な工事ばかり請け負っている方には、ICT 化のインセンティブは低いと思われますし、8,000 万円以上で、これまでずっと受注していた人には、この変更は何も効果がないということになります。

この変更によって、どのような効果を期待しているのかというところが、この前の案件でも、吉野委員がおっしゃっていましたけれども、こういう変更をすることでどの程度の効果が見込まれるのかという目標値みたいな、推定値みたいのがないと、こういう変更をしたことによる政策の評価というのもできないわけで、それは拡大すれば何らかのプラス

はあるでしょうという、そういうざっくりとした見込みはあるとは思うのですけれども、 もう少しその効果に関して比較可能な、どこにピンポイントで評価を下せるかというのを 考えながら、こういう変更を行うのが適切なのかなと思います。以上です。

○碓井会長

事務局、何かありますか。

○事務局

これも変更を進めて効果のほうを検証しながら、また確認を進めていきたいと思います。

○碓井会長

ということは、西村委員さんが期待しておられるような推計値とか、そういうことまで 詰めているわけではないということになりそうですね。

○西村委員

そんなに緻密な推定値を設定しろと言っているわけではないんですけれども、効果があるかないかというのを判断するにしても、判断が非常に難しいのかなという感じはします。

○碓井会長

とにかくやってみようということですね。 秋葉委員、どうぞ。

○秋葉委員

質問が一つと意見が一つあったのですけれども、質問は西村委員と全く同じ質問でしたので省略させていただきます。同じ観点で、先ほど3割から5割に増えるということで承知しました。

意見になるのですけれども、県全体としての DX 戦略が一方で進んでおります。私としては、今回 ICT という表現をされていますけれども、あらゆる観点で DX を進める、産業を DX 化して育てていく、行政は後押し役をするというような位置づけで、これをぜひ捉えてほしいなと考えております。

先ほど木下委員から、初期投資とか技術者のところがネックになっている可能性が非常にあるという情報もございました。例えば、この審議会の範囲を超えてしまう話かとは思いますが、こういった初期投資の部分ですとか、技術者の積極的な採用、あるいは登用といったようなところへの支援や補助といったようなものと相まって、これをぜひ進めていっていただくと、産業として強くしていけるのではないかと思います。単に入札のところを変えるということだけ以上のもっと大きな効用を、私は期待したいなと思っておりますので、これは意見です。

もし事務局のほうから、何かあれば御返答いただければありがたいです。

今、県全体でDXの戦略の方針を策定している中で、当然ICTの活用というのも位置づけて進めております。

木下委員がおっしゃるように、初期投資というのは大きな課題で、それとそれを扱える、 3次元の基本的なデータになっておりますので、その人材育成というのも大きな壁となっ ております。初期投資につきましては、県発注の工事が初期投資ではないのですけれども、 ICT はリースとかそういうものを使っていますので、その費用を見るということで工事費の中に計上しています。

人材育成という面では、測量・設計・工事、県の関係者が各協会が連携した BIM/CIM 協議会というのを設置しているのですけれども、そこで一連の技術を学べるような場を設置し、そこでの意見交換で技術者の育成というところも取り組んでいます。その技術者の育成は時間がかかってしまうということもあります。今、5か年の県の総合計画も策定している中で、DX を特に位置づけして、その推進に努めていくと、県を挙げて取り組んでいくということにしており、様々な面から DX を推進していくというところに取り組んでおります。

また、その辺が具体的になったら、委員会の場で御紹介できればと思います。取りあえずそんな形で取り組んでいるというところでございます。

○碓井会長

どうもありがとうございました。

それではこの件につきまして、今後どういう成果が得られるか、二つとも、見守らせていただきます。場合によっては、その成果のほどを後日御報告していただくことがよろしいかと思いますので、おおむねこの方向で進めていただくということでよろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

(2)報告事項

(ア) 製造の請負、物件の買入れ、その他契約における電子入札の導入について

○碓井会長

次に、報告事項に入らせていただきます。(ア)の「製造の請負、物件の買入れ、その他の契約における電子入札の導入について」を、事務局から御報告願います。

○事務局

それでは資料4ページを御覧ください。「製造の請負、物件の買入れ、その他の契約における電子入札の導入について」ということで、委員の皆様に対しての情報共有と御報告をさせていただくものでございます。

「1 目的」ですが、入札における事業者と県担当職員双方の負担軽減を図るものでございます。本県では、建設工事等の入札において、平成22年度から電子入札を導入してい

るところでございます。

今般、建設工事等で使用している電子入札システムの改修がございまして、それに合わせて製造の請負、物件の買入れ、その他契約におきましても電子入札を開始するというものでございます。

他都道府県での導入状況ですが、建設工事につきましては、47 都道府県全て電子入札が 導入されておりまして、物件の購入や委託等の建設工事以外の案件につきましても 29 都 道府県で導入済みとなっております。

次に、「2 新たに電子入札を導入する案件」でございます。対象とします公告案件は、記載のありますとおり、長野県の本庁と現地機関が発注する製造の請負、物件の買い入れ、その他の契約で、一般競争入札と、随意契約案件のうち案件を公告して見積書の提出を募る公募型見積合わせでございます。

なお、製造の請負とは、チラシ、冊子等の印刷、ステッカーの作成など、物件の買入れ とは、事務用品の購入、機械機器の購入、燃料の購入など、その他の契約とは、庁舎清掃 業務、設備点検業務、事務地域の賃貸借などを発注するものでございます。

続きまして「3 電子入札導入による効果」でございます。電子入札を導入することによって、さきに申し上げましたとおり、入札事務における事業者及び県職員双方の負担軽減が図られるものと考えております。

具体的に申し上げますと、事業者につきましては、入札申込書の提出、入札書への押印、 郵送が不要になってまいります。

また、開札時には、原則として入札参加者の立会いが必要ですが、立会いがなくなるため、入札会場への出張も不要になってまいります。

一方、職員につきましては、従来行っておりました開札場所の設置、立会いが不要になるほか、システムで開札することにより、開札時の確認作業の削減が見込まれるところでございます。

最後に「4 導入スケジュール」でございます。現在、システム改修に向けて、業者との契約準備を進めているところでございます。令和5年度を開発期間に充て、令和6年4から7月の間で、運用テスト及び事業者への説明会を実施するところでございます。運用開始は、令和6年8月公告分からを予定しているところでございます。

なお市町村につきましては、現在7市で建設工事案件の電子入札を導入済みですが、今回、県と共同で新たに電子入札システムを導入する市町村もございます。現在導入済みの市町村と合わせて 20 市町村で建設工事、または建設工事と物品購入や委託の電子入札が行えるようになる見込みでございます。

説明については、以上でございます。

○碓井会長

どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見等ありましたらお願いします。

田村委員、どうぞ。

○田村委員

既に29 県導入済みと聞こえたのですが、実際に実施されるのは令和6年8月になると、 さらにもっとほかのところも増えるでしょうけれども、そもそも何で今までやっていなか ったのが驚きなのですが、長野県はデジタルには力を入れているんですよね。何かすごく 遅いというのが私の率直なイメージですが、それについてのエクスキューズはあるのでし ょうか。

○事務局

既に29 県、半数以上が導入をしている中で、長野県では平成22年に電子入札を工事のほうで始めていながら、物品のほうで10年以上かかってしまっているというこれまでの経過についての具体的な理由は持ち合わせておりませんので、またお調べをして分かれば、お伝えしたいと思います。

○田村委員

これを機会に、もしかしたら入札関係でもっと DX を進めなければいけないのに進んでいないところがあれば、早急に対応していただきたいのが一つと、もう一つは確認ですが、資料では効果しか書いていないのですが、デメリットというものはあり得ると思うのです。例えば小さい事業者が対応できないとか、全く対応できない会社がなければ別にいいのですが、そこら辺のケアとか、デメリットに対する対応みたいなのは何か考えていらっしゃいますか。

○事務局

一番大きなデメリットとしては、小規模事業者に対する電子入札の導入の負担というものが考えられます。具体的に申し上げますと、電子入札を行うに当たっては、IC カード、それから IC カードリーダー、こちらを事業者の皆様に御準備いただく必要がございまして、これにはそれなりの費用がかかるというものになります。

小規模事業者ですと、入札参加の件数が少なければこういったものを導入するのに対しての費用が非常に大きな負担になると思いますので、当面の間は電子入札を導入しますけれども、紙入札をこれで廃止するということではなく、紙入札と並行して入札を認めることによって、小規模事業者への負担を軽減したいと考えております。

○田村委員

ぜひ前向きに進めてください。以上です。

○碓井会長

吉野委員、どうぞ。

○吉野委員

田村委員と同じ質問をしようと思ったのですが、確かに全ての事業者の対応は難しいだろうと思ったのです。そういう意味で、小規模事業者については紙入札もおやりになると

おっしゃったので、その辺は一応不公平にならないと思いました。

ただこれは、いつ頃までそういう紙入札での対応を例外としてお認めになるのか。その 辺もお聞きしておきたいと思います。以上です。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

当面と申し上げましたけれども、実際どのくらい紙入札で業者さんが参加されるかとい うところを見て、になろうかと思います。

参考までの情報提供ではありますが、千葉県で電子入札制度を物品・委託等でも行っております。10年ほど前に電子入札を開始しまして、電子と紙と併用で当初からやっているところではあるのですが、10年たった今でも紙入札は来ると聞いております。

ですので、千葉県の例でいくと、少なくとも2年3年というような短い期間の暫定の措置というよりかは、もう少し長い時間業者さんが適応するまでの間になってくると思っております。行政のDX化とかそういったものが進んでいって、紙で取引をすることが一般的でなくなるというようなことになれば、紙入札から完全電子化というような形になってくると考えているところでございます。

○碓井会長

ほかに委員さん、大丈夫ですか。それではこの件は御報告を伺ったということにさせて いただきます。

(イ) 入札参加資格業務の電子化・市町村との共同窓口の設置について

○碓井会長

続きまして、「入札参加資格業務の電子化・市町村との共同窓口の設置について」を、事 務局から御説明願います。

○事務局

5ページ、資料4を御覧ください。「入札参加申請の電子・県・市町村の共同受付窓口設置について」です。委員の皆様には、情報の共有と御報告をさせていただくものです。

県では、長野県 DX 戦略に基づきまして、県民の利便性の向上、業務の効率化を図るために、行政事務に係る DX を推進しているところでございます。

「1 概要」でございます。県では、一般競争入札に参加するための資格として、ここにあります「製造の請負、物件の買入れその他の契約の入札参加資格」、「建設工事等の入札参加資格」、「森林整備業務の入札参加資格」と三つの入札参加資格を定めております。

資格の取得について下の事業イメージ図を御覧ください。この図にあるとおり、各自治体が事業者から紙申請を受け付けて審査等を行っておりますが、その申請手続を事業者、自治体双方の負担軽減を図るため、事業者の申請を電子とし、共同受付窓口を設置して一

括受付、共同審査を行うものです。現時点では、29の自治体が参加を予定している状況です。

「2 導入効果」でございます。まず、事業者については、各自治体それぞれに作成し 提出していた紙の申請を、電子により共同受付窓口1か所に申請することで、事務の負担 軽減を図ります。

自治体においては、事業者から提出される申請の審査を共同受付窓口で受け付け、審査を行い、申請の電子化により事務処理やデータ管理の効率化を図ります。

「3 スケジュール」でございます。令和4年度下半期、これからになりますが、公募型プロポーザル方式による入札を行い、令和5年度にシステムの開発、令和6年度上半期にシステムのテストや受発注者向けの研修を行い、令和6年 10 月頃運用開始を予定しております。

説明は以上になります。

○碓井会長

どうもありがとうございました。 委員の皆さん、御質問や御意見がありましたらお願いいたします。

田村委員、どうぞ。

○田村委員

たびたびすみません。まず確認ですが、何市町村か聞き漏らしたのでもう一回教えてください。

○事務局

県を含めまして29の自治体になります。

○田村委員

そうすると、28 市町村ということは、残りの49 は参加しないということについて、どういうふうに考えればいいのでしょうか。既に多くのところでしっかりやっているから、小さいところだけが入ってきたのか、それともあまり参加してくれていないのか。どういうふうに見ればいいのでしょうか。

○事務局

各市町村独自の制度で運用したいという考えの市町村もありますので、今このタイミングで参加を希望していない市町村がありますが、できるだけこちらのシステムに一緒に参加していただくようアナウンスしていく考えでございます。

○田村委員

こういう制度を導入する際には、極力県内の市町村が筈を合わせてやるべきで、仮に多 少遅れても極力多くの市町村が入ったほうが、事業者さんにとっても良いのだろうと思う のですけれども、この辺、例えば振興局単位でもいいからまとめてというのは、なかなか 時間的に難しかったのですか。もう少し丁寧にやるべきではないかと考えるのですが、ど うでしょうか。

○事務局

参加市町村を募集する期間をかなり長く取りまして、何度か参加をお願いしていたところでしたが、先ほど説明したとおり、独自の制度の運用や、切り替わりのタイミングが合わないという事情もございまして、市町村も今のところこの程度に収まっているという状況です。

○田村委員

意見ですけれども、こういうことこそ県はリーダーシップをしっかり取って、ばらばらじゃなくて本当に統一性を持って、極論すれば 77 市町村がみんな同じほうが、事業者からすれば良いのではないかなと思うので、もうちょっとそこは長い目で見て、しっかりと長野県の DX の入札システムをつくっていただきたいと思います。

○碓井会長

ほかはいかがでしょうか。

私から質問ですが、この費用負担というのはどうなるのでしょうか。こういう共同受付窓口は。システムから始まるのかもしれませんが。

○事務局

システムの構築、さらには運用に関して参加する自治体に負担を求めていく考えでございます。

○碓井会長

県のサービスではないわけですね。分かりました。 ほかは大丈夫ですか。それでは、これも承ったということにさせていただきます。

(ウ) 清掃・警備業務等における最低制限価格制度等の最低制限日額の改定

○碓井会長

続きまして、(ウ)「清掃・警備業務における最低制限価格制度等の最低制限日額の改定」 につきまして、事務局から御説明願います。

○事務局

6ページ、資料5を御覧ください。「清掃・警備業務における最低制限価格制度等の最低制限日額の改正」について御説明いたします。こちらは例年の報告事項になります。 まず「1 取組方針」ですが、関連する取組方針を記載してございます。 次に、「2 最低制限価格の算定方法」についての説明になります。(1)最低制限価格につきましては、予定価格算出時に適用しております国の労務単価を最低制限日額に置き換えて算出をしております。例として、令和4年度の清掃員Cという職種については、予定価格の算出時に、国の労務単価1万円を使って積算しておりますが、この単価を令和4年の最低制限日額に設定しました7,020円に置き換えて積算を行いまして、最低制限価格を算出しております。現状では、予定価格のおおむね7割前後が最低制限価格となっております。

この最低制限日額については、(2)に記載のとおり、長野県の最低賃金に8時間を乗じた額としています。これは、最低制限価格が契約の履行を確保するのに必要な最低の水準に設定すべきものであることから、最低賃金から算出した額としているところです。

- 「3 令和5年度の最低制限日額」でございます。ここからが今回の報告事項となります。
- (1) 最低賃金の改定によりまして、長野県の最低賃金が令和4年10月適用で908円となりました。昨年より31円アップ、率でいうと3.5%のアップでございます。
- (2) 最低制限日額ですが、この 908 円に 8 時間を乗じた 7,270 円を令和 5 年度の最低制限日額にいたします。
- (3)職種別の額ですが、労務単価の中で最も低い職種であります清掃員Cにこの7,270円を適用しまして、これを基準に、清掃人C以外の職種について設定をしました。設定の条件としまして、①清掃員Cとの労務単価の比率を乗じて、職種別の最低制限日額を算出いたしました。②算出の結果、令和4年度の最低制限日額を下回る場合には、令和4年度の日額を据え置きとするよう配慮をさせていただきました。

まとめたものが次の 7ページの一覧表になります。 7ページを御覧ください。清掃員 A で説明をさせていただきます。清掃員 A の令和 5 年度の労務単価が 1 万 4,200 円です。同じく清掃員 C が 1 万 400 円ですので、単価の比率としては 1.37 倍となります。この 1.37 倍を先ほどの清掃員 C の最低制限日額としました 7,270 円に乗じますと、9,959 円となります。この額は令和 4 年度の最低制限日額を上回りますので、その下、2 の表のとおり、清掃員 A については、来年度の最低制限日額を 9,959 円としました。

他の職種についても同様の計算をしまして、結果として警備員A及び軽作業員につきましては、令和4年度の額を据え置きとし、これらの額を令和5年度の最低制限日額としたいと思います。

この据え置きについてですが、令和3年度の最低制限日額の設定の際に、新型コロナの影響によりまして最低賃金が上がらなかったことに配慮して、特例として3.3%、これは過去年度の平均上昇率になりますが、3.3%の割増補正をして額を決定したという経過がございます。この影響によりまして、令和4年度の最低制限日額の算出の際に、五つの職種で令和3年度の額を下回る結果となったために、下回った職種については、令和3年度の額に据え置きとする配慮をしたところです。

今回もこのときの割増補正の影響が残っておりまして、二つの職種で前年度を下回る結果となりましたので、同様の配慮をしたところでございます。

6ページに戻りまして、「4 適用日」です。令和5年4月1日から実施する清掃、設備管理、警備業務に適用したいと考えてございます。

説明は以上となります。

○碓井会長

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。 よろしいですか。では、これは承ったということにさせていただきます。

○事務局

ありがとうございました。

(エ) 会計局調査(不正入札調査委員会)の結果

○碓井会長

続きまして、(エ)「会計局調査(不正入札調査委員会)の結果」につきまして、やはり 事務局から御報告願います。

○事務局

それでは、報告事項の(エ)「会計局調査の結果」について御報告いたします。資料 6 を お開きください。

まず説明を行う前に、1点申し上げなければならない事項がございます。本件につきましては入札談合に関わるものでございます。したがって個人や企業に関わる情報を取り扱う性質上、こちらの今回の資料につきましても、個人または企業に不利益が生じない範囲でできる限り詳細に資料を作成させていただいてございます。

そのため資料に記載のない事項についての質問については、場合によっては十分お答えできない場合がございますので、あらかじめ御了承いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは資料を御覧ください。談合情報に係る会計局調査及び公正入札調査委員会の実施結果でございます。

資料の1でございます。長野県における談合防止に係る制度について、まず御説明いたします。1点目ですが、長野県の契約に関する条例、こちらの第3条におきまして、談合や不正行為の排除を徹底することにより、契約の適正化が図られなければならないということが基本理念として唄われています。

2点目といたしまして、長野県談合情報対応要領が定められておりまして、こちらにおきまして、談合情報があった場合、県の各機関がどのようなタイミングでどのように対応するのかということが定められております。

大まかな流れといたしましては、資料の四角が横に並んである図を御覧ください。まず、 左側から、談合情報が県に寄せられた場合、まず最初に発注機関において調査を行います。 発注機関調査の結果において、必要に応じ、会計局調査の調査請求を発注機関が行い、会 計局においてさらなる調査を行います。その後、それまでの調査結果について、公正入札 調査委員会、こちらは会計局長以下で構成されている委員会ですけれども、こちらのほう に諮りまして、審議をいただいた上で結論が出るということです。

その後、以上の会計局調査等が行われたということを、長野県契約審議会に報告するということが要領で定められておりまして、本日におきましては、こちらの報告を審議会宛にさせていただくと、そういう位置づけでございます。

それでは本日の報告事案について具体的に説明いたします。お手元の資料の2番目です。 昨年、令和4年の11月、匿名の方から県に対して談合情報が寄せられております。内容 といたしましては記載のとおりですが、県発注の工事の入札において談合があったという 内容のものでした。

これを受けまして、先ほどの要領に基づきまして、発注機関がまず調査を行いました。 その上で翌 12 月に会計局へ調査請求がされています。その後、会計局においてさらに踏 み込んだ調査を行っておりまして、ここでは発注機関の調査結果の分析や検証を行いまし て、その上でさらに入札参加者に対しても聴取調査というものを行いました。

結果といたしましては、談合を示唆するというような発言は認められませんでした。その後、その供述内容に矛盾点や不自然な点等がないか慎重かつ入念に調査を行ってまいりまして、こうして得られた調査結果について、同じく 12 月に公正入札調査委員会に諮り、審議をいたしたところでございます。

委員会の審議におきましては、これまでの調査結果を慎重に審議いただきまして、結論 といたしましては、入札談合、または入札談合関与行為を疑うに足りる事実は確認できな かったという結論に至りました。

主な判断理由といたしましては、聴取調査の供述内容及びそれに照らし合わせて客観的な事実、客観的な事実というのはこちらにも例示してございますが、応札者が提出した入札の内訳書であるとか、当該発注機関の最近の入札状況、あるいは工事現場の特性であるとか、こういったものと供述等を照らし合わせまして、矛盾であるとか不自然な点につきましては特に認められなかったということです。そういった理由から、こちらの結論に至ったところです。

なお、こちらの調査の結果につきましては、発注機関にも速やかに通知されておりまして、その後工事請負契約が締結されたということでありますので、こちらも申し添えておきたいと思います。

雑駁ではございますが、以上報告させていただきたいと思います。よろしくお願いいた します。説明は以上です。

○碓井会長

それでは、ただいまの御報告につきまして、御質問や御意見がありましたらお願いいたします。

私から質問ですが、このこと自体というよりは、発注機関ということに関係しまして、いつも伺う建設部の方々の話だと、出先が幾つかあって発注機関にそれがなっているというようなことですが、契約・検査課の方が報告するときの製造の請負とか、そういうものの発注機関というのはどこになっていますか。

契約・検査課で対応する談合情報につきましては、工事に限らず、例えば物品の製造、 他県では最近は五輪の談合事件などございましたけれども、工事に限らず、一元化して全 ての契約条例に関わる契約については、会計局の契約・検査課で談合情報の対応をするこ とになっています。

○碓井会長

私の質問はそうではなくて、談合情報のことは集中方式が取られていますが、契約そのものについて、製造の請負とかそういうものは契約・検査課自体でやっているのですか、それとも何か分散してやっているのですか。

○事務局

発注自体は各部局になります。

○碓井会長

やはりそうなんですね。私がなぜそんな質問をしたかというと、仮に契約・検査課がそういうことを集中して発注しているとしたならば、公正入札調査委員会の仕組みというのが会計局調査を受けて行われるわけですね。自分たちのところで起きたものについて、自分たちのところの調査委員会でやって、果たして公正と言えるのだろうかという、そういう疑問を持ったのですが、製造の請負とかそういうのも全部、ほかの建設部などと同じような扱いというふうに理解していいのですね。

○事務局

ごくまれに、契約・検査課なり会計局で発注するというものもございますけれども、その場合は、そこで談合情報が起きてしまえば、今先生がおっしゃられたとおりのお話になると思います。

○碓井会長

それは仕方がないですが、それが全てではないということですね。分かりました。 ほかに委員の皆様、何か質問や御意見ありますか。

では、これも報告事項ですので承ったということにさせていただきたいと思います。 委員の皆様、今までの案件以外に何かもしありましたら御発言をお願いします。 田村委員、お願いします。

○田村委員

先ほどの資料4にこだわって申し訳ないのですが、調べたら、岐阜県や滋賀県は全市町村でやっています。東京都も島嶼部を除いてみんなやっていて、こういうシステムというのは、やはりオール県内で進めていくべきものだろうと思うので、これは契約・検査課だけの話ではないのですけれども、やはり 10 年ぐらいを見据えて、全市町村で共同でできるようにするというような方向にすべきだと思いますし、ここでもしあれであれば、私は

行政機構審議会の委員でもあるので、そちらのほうで話題にしたいと思います。

というのは、土木技術職員が足りないと言っているのであれば、こういうものこそ共同でやっていかないと間に合わないのではないかという問題意識です。一応意見です。以上です。

○碓井会長

これは、田村委員、ぜひそちらで推進していただくということで。

○田村委員

というか、現場でも考えていただかないとまずいのではないかということです。

○碓井会長

ほかに何かありますか。よろしいですか。 湯本委員、どうぞ。

○湯本委員

先ほど田村委員からございました件ですが、私も自治労出身ということで、県内の市町村の状況を把握しているのですが、市町村によって DX の関係はかなり温度差があってなかなか進まないということが、今の県内の実態かなというのが 1 点であります。

もう一点、最後の最後で恐縮ですが、審議事項の評価項目の見直しで、毎回主張をさせていただいておりますが、後継者対策というのが非常に大事だと思いますので、今回の若手技術者の配置もそうですが、そちらをお願いしますという要望です。以上です。

○碓井会長

どうもありがとうございました。

それでは、湯本委員からの追加的な御意見がございましたが、それも含めまして、今日の議事進行に御協力いただきましてありがとうございました。

それでは事務局、お願いします。

3 その他

○小池企画幹

皆様、慎重審議をありがとうございました。では、次第3「その他」でございます。 事務局から1点お願いしたいと思います。令和5年度第1回契約審議会の開催につきま して、6月上旬に予定したいと存じます。後日、また担当から日程調整の御連絡をいたし ますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様から、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

先ほど田村委員から、今のシステムの統合、市町村の関係で、我々も今回限りとは思っておりませんので、市町村に強く働きかけて、そのシステムに参加しない市町村につきましても、システムに参加するようにこれからも引き続き働きかけていきたいと思いますので、先生のほうも、その辺のお力添えをお願いできればと思います。以上です。

○田村委員

こういう審査は技術系の職員が多いんですよね、事務系だけでやっているのですか。

○事務局

審査は入札制度の研修などを受けた事務系がやっています。設計書などは技術屋が進めているということです。

○田村委員

分かりました。了解です。

○小池企画幹

ほかによろしいでしょうか。

それでは、今年度の契約審議会は本日が最後になりますので、県を代表しまして、会計 管理者兼会計局長の鈴木より御挨拶を申し上げます。

○鈴木会計管理者兼会計局長

会計管理者兼会計局長の鈴木でございます。本年度、最後の審議会となりますので、一 言御挨拶を申し上げたいと存じます。

碓井会長はじめ委員の皆様方におかれましては、この1年間大変お忙しい中、御出席を 賜り、熱心に御審議をいただき誠にありがとうございました。

本審議会につきましては、新型コロナウイルスの影響で、本年度も昨年度に引き続いてウェブでの開催となりまして、私といたしましては、一度も皆様方に直接お目にかかって御挨拶申し上げることができなかったこと、大変心苦しく、また残念に思っているところでございます。

ウェブでの開催ということで、委員の皆様方には、事前準備をはじめ、様々な点で御不便をおかけすることになりましたけれども、本年度は清掃業務における総合評価落札方式の価格点の算出方法の改正ですとか、また本日の建設工事の総合評価落札方式における評価項目の見直しなどにつきまして御審議をいただき、おかげさまで一定の成果を上げることができたと考えております。

県におきましては、引き続き契約条例の基本理念にありますように、県の契約を適正で総合的に優れた内容のものとするよう取り組んでまいりますので、委員の皆様方には今後とも専門的な知見や幅広い御経験から、力強い御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

寒さ厳しき折でございます。委員各位におかれましては、健康に十分御留意の上、ます

ます御活躍されますことを祈念申し上げまして、簡単ではございますが、御礼の挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

4 閉 会

○小池企画幹

それでは、以上をもちまして、令和4年度第3回長野県契約審議会を閉会いたします。 本日はどうもありがとうございました。

(了)